

山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進について、広く関係者の意見を反映させるとともに、関係機関等の協力・連携体制を構築するため、山口市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に係る施策の推進方策等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用に係る支援体制の構築に関すること。
- (3) その他成年後見制度の利用の促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 高齢福祉関係者
- (6) 障がい福祉関係者
- (7) 地域関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会の設置)

第8条 協議会は、成年後見制度の利用の促進に関し具体的な課題の検討、調整等を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の委員が所属する団体等の関係者をもって構成する。
- 3 部会の設置、所掌事項及び構成に関し必要な事項は、協議会で決定する。

(庶務)

第9条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。